

令和6年度江津市社会福祉法人指導監査実施結果の概要

1. 指導監査の実施時期 令和6年10月～11月

2. 指導監査の種別及び形態ごとの実施法人数等

(1) 一般監査(実地監査)

所管する 法人数	実施法人数	文書指摘 法人数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件数
7	3	1	33.33	3

(2) 一般監査(書面監査) 実施なし

(3) 特別監査 実施なし

3. 指導監査の実施体制

社会福祉課の職員により実施した。

4. 指導監査における留意事項(実施方針)

令和6年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程が遵守され、適正な法人運営がなされているか。
- ② 会計経理が適正に執行されているか。

5. 指導監査結果の概要

(1) 一般監査(実地監査)

- ・ 法人運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事項は見られなかった。
- ・ 法令又は通知等の違反が認められる事項について、改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導する事項は、1法人について3項目あった。

(2) 一般監査(書面監査) 対象法人なし

(3) 特別監査 対象法人なし

6. 主な指摘事項

(1) 組織運営関係

- ・ 基本財産である建物を増築した際に、会計処理及び不動産登記を行っているが、定款が変更されていないので、定款を変更するとともに、所轄庁に届出ること。
- ・ 令和5年度に開催された2回の評議員会にいずれも欠席した評議員がいる。評議員会の役割の重要性に鑑みると適当ではないので、改善すること。
- ・ 令和5年度に開催された3回の理事会にいずれも欠席した理事がいる。また、2回連続して欠席した理事がいる。理事会の役割の重要性に鑑みると適当ではないので、改善すること。
- ・ 評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」であることが必要であるが、現在の評議員の候補者を決定した理事会及び評議員の選任を決定した評議員選任・解任委員会の議事録では、このことが説明され確認されたことが判然としない。必要な説明がされたことが明確となるよう、議事録の記述又は候補者名簿の説明書きを改善すること。
- ・ 理事には、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれていないが、現在の理事の選任を決定した評議員会の議事録では、このことが説明され確認されたことが判然としない。必要な説明がされたことが明確となるよう、議事録の記述又は候補者名簿の説明書きを改善すること。
- ・ 評議員会において新しい役員が選任された後、同日後刻理事会が開催され、新しい理事長が選任されている。この理事会は新しい役員を選任した評議員会の前に招集されているが、この時点では新しい役員が確定していないので、評議員会終了後に理事会を招集し、その理事会において新しい理事の互選により理事長を選任すること。

(2) 会計経理関係

なし